

会員各位

茨城県ハイヤー・タクシー協会

新刊書

交通事故損害賠償データファイル —過失相殺編—

のご案内について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記図書が新日本法規出版株式会社より発行されております。

事件処理に欠かせない判例リサーチを強力にサポート！

◆膨大な数の判例から赤い本の基準と異なる事例など価値ある判例を厳選して収載しています。

◆事故状況を分かりやすい図で表示し、過失割合と判決のポイントを簡潔にまとめています。

本書は、加除式電子版をご利用いただける書籍です。（無料）

つきましては、各位好個の実務書としてお役立ていただけるものと思料し、ご案内いたしますので、ご希望の向きは下記要領にてお申込みください。

敬 白

記

1. 書名および価格

加除式 681 [2025年12月発行] (全2巻1組)

交通事故損害賠償データファイル—過失相殺編—

価格 17,600 円 (税込) 送料1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

加除式書籍は、登載されている法令・通達の改正や新しい事例の追加などにより「台本」の内容に変更・補正の必要が生じた場合、その該当ページ部分だけを差し替える「追録」(有料)が発行されますので、常に最新の内容でご利用いただくことができます。また、改正のたびに買い換える必要がないため資源保護にもつながり、環境に配慮した書籍です。

2. 申込方法 裏面のFAX申込書にてお申込みください。

3. 納品および代金支払い方法

発行所より直接納品いたします。代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。また、請求書に記載されているバーコードから、スマホアプリ決済でもお支払いいただけます。

【発行所】新日本法規出版株式会社 関東支社 担当 宮園

〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

【問合先】TEL コンタクトセンター0120-089-339 (9:00~16:30 土・日・祝日を除く)

新日本法規出版(株) 関東支社行

お申込みはFAXにて FAX 048-687-3501

【申込書】

加除式 681 [2025年12月発行] (全2巻1組)

交通事故損害賠償データファイルー過失相殺編ー



組

価格 17,600 円(税込) 送料 1,170 円

追録購読者特典

加除式電子版を無料で利用できます。

2部以上同時お申込の場合は送料新日本法規出版の負担。

ご注意

本書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

追録は年1回発行、価格は1号数につき約5,500円程度の費用が別途必要です。

なお、追録の発行回数、価格は法改正により変動しますのでご了承ください。

※いずれかにを入れて送信してください。

注意事項を確認し、代金後払いにて申込みます。

現品を見てから購入を検討します。(発行所よりご担当者様宛にご連絡いたします。)

年 月 日	ご購入区分(社用・個人用)
ご住所 〒 —	
お名前 印	
TEL () —	FAX () —
携帯電話 () —	e-mail @

※弊社ホームページのプライバシーポリシー (<https://www.sn-hoki.co.jp/privacy/>) をご確認ください、個人情報の取り扱いについて同意の上、申込書のご記入をお願いします。

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど発行所の営業活動に限りて使用させていただきます。

支社	社員コード	実施No.	請区	請時	納本	請求	入金	納区
35	180216	51635						

新日本法規出版株式会社 関東支社 担当 宮園

掲載内容

第1章 歩行者対車両(軽車両を除く)

- 第1 横断歩行者の事故
- 第2 対向ないし同方向進行歩行者の事故
- 第3 路上横臥者
- 第4 後退車による事故
- 第5 歩行者対車両によるその他の態様の事故

第2章 四輪車対四輪車

- 第1 交差点における直進車同士の出合頭事故
- 第2 交差点における右折車と直進車との事故
- 第3 交差点におけるその他の態様の事故
- 第4 道路外出入車と直進車との事故
- 第5 対向車同士の事故(センターオーバー)
- 第6 同一方向に進行する車両同士の事故
- 第7 転回車と直進車との事故
- 第8 駐車場内における事故

第3章 単車対四輪車(単車も含む)

- 第1 交差点における直進車同士の出合頭事故
- 第2 交差点における右折車と直進車との事故
- 第3 交差点における左折車と直進車との事故
- 第3の2 交差点におけるその他の態様の事故
- 第4 渋滞中の車両間の事故
- 第5 道路外出入車と直進車との事故
- 第6 対向車同士の事故(センターオーバー)
- 第7 同一方向に進行する車両同士の事故
- 第8 転回車と直進車との事故

第4章 自転車対四輪車

- 第1 交差点における直進車同士の出合頭事故
- 第2 交差点における右折車と直進車との事故

- 第3 交差点における左折車と直進車との事故
- 第3の2 交差点におけるその他の態様の事故
- 第4 同一方向に進行する左折車と直進車との事故
- 第5 交差点以外での自転車車の横断と直進四輪車との事故
- 第6 道路外出入車と直進車との事故
- 第7 同一方向・対向方向での直進事故

第5章 自転車と単車・自転車・歩行者の事故

- 第1 自転車と単車との事故
- 第2 自転車と自転車との事故
- 第3 自転車と歩行者との事故

第6章 高速道路上の事故

- 第1 合流地点における事故
- 第2 進路変更に伴う事故
- 第3 追突事故
- 第4 落下物による事故
- 第5 歩行者と自動車との事故

第7章 その他の事故

- 第1 道路瑕疵
- 第2 踏切事故
- 第3 鉄道事故
- 第4 その他の態様

索引

判例年次索引

※内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

今後発行の追録(有料)で常に最新の内容に!

▶新事例の追加で時代に即した内容に!

▶加除式電子版はオフイス外でも閲覧可能!



加除式電子版



交通事故損害賠償データベースファイルー過失相殺編ー

編集

交通事故過失相殺実務研究会

事件処理に欠かせない判例リサーチを
強力にサポート!

◆膨大な数の判例から赤い本の基準と異なる事例など価値ある判例を厳選して収載しています。

◆事故状況を分かりやすい図で表示し、過失割合と判決のポイントを簡潔にまとめています。



加除式

B5判・全2巻・ケース付・総頁2,940頁

定価17,600円(本体16,000円)送料1,170円

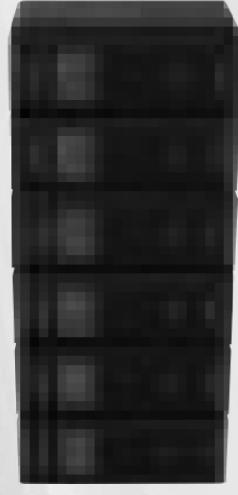
■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別送)と併せてのご購入となります。

●使いやすいハイランダー方式です。(特許 第3400925号)

ウェブサイトはこちら



※本書は「交通事故損害賠償データベースファイル」の過失相殺編を抜粋した加除式書籍です。



0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

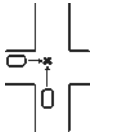
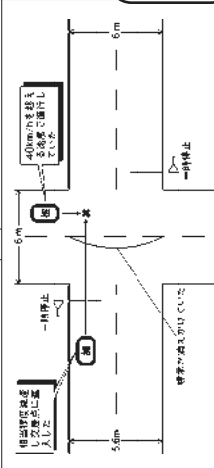
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

内容見本

<B5判縮小>

裁判例を表形式で簡潔にまとめてみます。


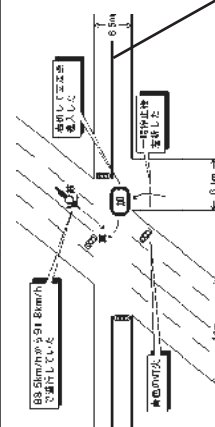
第2章 四輪車対四輪車

交：直・直	
信号機による交通整理が行われていない交差点において、加害車両と出合頭に衝突した被害車両の過失 (03.3.12名古屋地判・交通民51.2.357)	
事故態様 H28.10.1・PM10:15 車両相互(加害車両：普通乗用自動車) 被害車両：普通乗用自動車 信号機による交通整理が行われていない交差点において、被害車両と加害車両が出合頭に衝突	道路状況等 交通整理が行われていない交差点 南北道路：片側1車線、白色破線の中央線あり、速度制限40km/h、車道幅員6m 東西道路：片側1車線、白色破線の中央線あり、一時停止規制あり、速度制限40km/h、車道幅員：西側5.6m、東側6m 本件交差点内には、白色の表示が消えかけていたものの南北道路の中央線が設けられていた
	
過失割合	30%
判決 被害車両についても、南北道路が優先道路とはいえ、その中央線の標示は消えかかっており、交差点道路である東西道路の幅員は南北道路とほぼ変わらず、南北道路の優位性が明らかとはいえない状況だったのであるから、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならぬ注意義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、漫然と制限速度を超える速度を維持したまま進行、急ブレーキが間に合わずに本件事故発生に至った過失が認められる。被害者からは、南北道路の方が東西道路に比べて交通量が明らかに多く、その優位性	

裁判例の要旨を掲載

事故態様を表す検索用アイコン

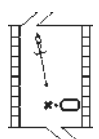
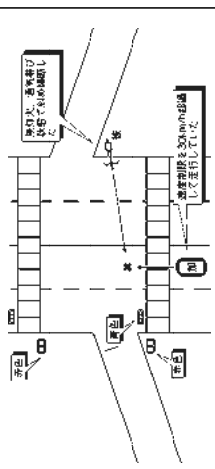
第3章 車車対四輪車(単車も含む)

交：右・直	
五差路交差点での青信号に従って交差点進入したところ、信号機の規制効力の及ばない狭路の交差点道路から交差点に右折進入した加害車両と衝突した被害車両の過失 (02.11.18大阪地判・交通民53.6.1462)	
事故態様 H30.8.17・PM9:27 車両相互(加害車両：普通乗用自動車) 被害車両：普通自動車 加害車両と被害車両が出合頭に衝突	道路状況等 北東→南西に走る国道a：片側2車線・中央分離帯あり、車道幅員4m以上ある直進道路、速度制限60km/h 東西に走る町道b：南に歩道が設けられている片側1車線、車道幅員6.5mの直進道路 交差点から南に走る町道c：幅員6.1mの直進道路
	
過失割合	15%
判決 被害車両も交差点の状況に応じ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならぬ注意義務を負うところ、加害車両が信号機の表示する信号に従わなければならない注意義務に反したわけではなく、最高速度を超える速度で進行しなければならぬ注意義務に反したことからすれば、15%の過失が認められる。	

被害者側の過失割合を表示

判決のポイントを要約

第4章 自転車対四輪車

横断・直	
深夜、酒気帯び、無灯火の状態でも横断歩道の対面信号は赤色であったのに、やや斜め横断歩道に道路を横断しようとしたところ、加害車両と衝突した被害車両の過失 (01.11.29大阪地判・交通民52.6.1441)	
事故態様 H29.2.14・PM11:24 車両相互(加害車両：普通乗用自動車) 被害車両：自転車 被害者が本件道路を被害車両に乗って横断中、被害者の左方向から道路を直進してきた加害者運転の加害車両(タクシー)と出合頭に衝突	道路状況等 片側2車線道路 速度制限：50km/h 市街地、コンビニエンスストア等の照明が点いており比較的明るい
	
過失割合	65%
判決 被害者が行っていた斜め横断の程度はそれほど大きくないといえ、無灯火や飲酒などの要素がなければ、事故発生を回避し、あるいは事故の程度が軽減された可能性がある。また、付近の横断歩道に設置された信号が赤色であるにもかかわらず、横断歩道に近い場所で本件道路を横断しようとする被害者の運転態様は、道路を走行する車両からは予測し難いものであったといえる。被害者の過失は、相当に大きいものであるといわざるを得ない。以上に述べたところからは、被害者の損害については65%の割合で過失相殺されるべきである。	

事故態様、道路状況等を図示

新日本法規出版株式会社

本社 東京都新宿区市谷砂土原町2-6
総編本部 名古屋市中区大須4-1-65

〒162-8407 東京本社
〒460-0011 名古屋本社

(2025.11) 681-1

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インク」を使用しています。